

令和8年第4回 議会運営委員会

1. 日 時 令和8年2月24日（火）午後3時55分
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取扱いについて
(2) 資料請求について
(3) 携帯電話の議場への持ち込みについて
(4) その他
4. 出席委員 石井恵子委員長・長谷川則夫副委員長
広沢修司委員・柴田圭子委員
岩田典之委員・徳本光香委員
平田新子委員
伊藤仁議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市長 笠井喜久雄
総務部長 永井康弘
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 松岡正純
係 長 會卓也
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午後3時55分

○松岡議会事務局長 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井委員長 皆さん、お疲れさまでございます。一般質問、最後、全部終わった後に議運をということでございまして。今日は、追加議案の取扱いについてが一つありますが、そのほかの議運で検討しなきゃいけないことがたくさんございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、大変お疲れのところ、説明の機会を頂きまして、ありがとうございます。令和8年第1回市議会定例会に係る議会運営委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

2月の26日の本会議におきまして、市から追加提案いたします案件は、契約の変更についての1議案になります。

詳細につきましては、この後、総務課長が説明しますので、よろしく願いいたします。

○松岡議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

委員会会議につき、議事等につきましては、石井委員長をお願いいたします。

○石井委員長 ただいまの出席は7人です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題（1）追加議案の取扱いについてを議題といたします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について説明願います。

総務課長。

○総務課長 それでは、よろしく願いいたします。資料に沿って説明のほうさせていただきます。

議案第30号 契約の変更について。所管課は道路課です。

継続費、道路改良工事（R6-1）に係る契約を変更したいので、議会の議決を求めるものです。

変更の理由ですけれども、各工種の数量が確定したことから、契約金額を変更するものです。

変更の内容ですが、契約金額、当初契約金額が1億5,950万円、現契約金額が1億9,884

万7000円。今回、47万6,300円減額いたしまして、変更後の契約金額が1億9,837万700円とするものでございます。

議案の説明は以上ですが、今回の議会の最終日に、このほかに、さらに追加させていただきたい案件が全部で5件ございます。

まず、条例の追加提案、これが国からの情報等がなかなか確定しなかったものですから、追加で出せなかったものが2件ございまして、国民健康保険税条例が1本と介護保険条例が一つ改正がございます。

さらに、契約の変更で、防災行政無線デジタル化更新事業の精算に係る変更が、追加で1件ございます。

それから、開会前の議会運営委員会でも説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金への対応等で、補正予算が1件、さらに国民健康保険税条例の改正に伴う国保会計の補正予算が1件ということで、全部で5件の追加提案を予定しております。

また、議会運営委員会、全員協議会等につきましては、また事務局、議長のほうと調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは以上です。

○石井委員長 以上で説明が終わりましたが、ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はおられますか。

岩田委員。

○岩田委員 確認をしたいのですが、これ、たしか今年度3回目の契約変更ですよ。6月議会か何かに増額をして、9月か12月か何かに工期の延長して、今度は減額ですよ。増額なら分かるのだけれども、47万円の減額ですよ。これ執行残じゃ駄目なのですか。やっぱりこうやって議案でやって、あさっても、全協、9時半から開くとなっているのですけれども、そういうものなのですか。やらなきゃいけないのですか、これ議案として。確認です。

○石井委員長 総務課長。

○総務課長 今回の道路課の案件につきましては、契約金額が変更になるということで、今回が最終の工事費が確定したというところでの精算の議案ということになりますので、議会のほうで変更のほう、議決のほういただくという流れになりますので、よろしく願いいたします。

○石井委員長 岩田委員。

○岩田委員 これ、仮に議会が駄目だと言っても、これは、そのまま執行残で済むわけでしょう。ちゃんと契約の変更を相手方は結び直さなきゃいけないものなんですかね。一応確認ですけれども。

○石井委員長 総務部長。

○総務部長 結局、お金の支払いに関しては、契約に基づく支出になりますので、予算で

したら執行残でいいのですが、契約に関しては、ぴったり金額、合わせなければならないということになります。

○石井委員長 ほかに補足説明を求めたい方おられますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井委員長 では、ここで執行部が退席となります。お疲れさまでした。

次に、議長より、追加議案の付託について説明願います。

○伊藤議長 ただいま説明のありました議案につきましては、2月6日に決定した付託表から、お手元に配付の付託表に改めたいと思いますので、よろしくお願います。タブレットのほうに入っていると思いますので、御確認ください。

○石井委員長 以上で説明が終わりました。ただいま議長より説明がございました議案の付託表について、御意見はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井委員長 意見はないものと認めます。

それでは、議長の説明のとおり、議案付託表を改めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、事務局より、追加議案の取扱いについて説明を求めます。

局長。

○松岡議会事務局長 それでは、追加議案の提案を受けまして、その取扱いについて御説明させていただきます。

お手元に配付の議事日程案を御覧願います。

執行部から説明のありました追加議案1件について、2月26日木曜日の本会議に追加上程する案でございます。

追加議案については、日程第26、議案第30号 契約の変更についてとしております。

議事の進行としましては、日程第1、諸般の報告。日程第2、議案第7号から日程第18、議案第23号までについて、大綱的質疑、常任委員会付託。次に、日程第19、議案第24号から日程第24、議案第29号までについて、総括質疑の後、日程第25にて、予算審査特別委員会を設置し、特別委員会付託。次に、追加議案である日程第26、議案第30号について、提案理由の説明、議案内容の説明、大綱的質疑、所管の常任委員会付託。最後に、日程第27、休会についてとしております。

議事日程案の説明は以上となります。

○石井委員長 以上で、議会事務局より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井委員長 それでは、追加議案の取扱いについては、2月26日の本会議に追加上程す

ることとし、議事日程については、日程第1、諸般の報告。日程第2、議案第7号から日程18、議案第23号までについて、大綱的質疑、常任委員会付託。次に、日程第19、議案第24号から日程第24、議案第29号までについて、総括質疑の後、日程第25にて予算審査特別委員会を設置し、特別委員会付託。次に、追加議案である日程第26、議案第30号について、提案理由の説明、議案内容の説明、大綱的質疑、常任委員会付託。最後に、日程第27、休会についてとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

では、議題（2）、資料請求についてを議題といたします。

この件については、別に何もありません。なので、議長のほうから、この資料説明について説明をお願いいたします。

○伊藤議長 議員の皆様から執行部に対しての資料請求に対しては、議員は調査権、当然ありませんので、情報公開に基づいた手続を簡略化するために、議長経由で執行部に資料請求をするという形になっているというふうに理解しております。

その際に、あるかないか分からない資料とか、膨大な資料とか、そういったものが請求された場合に、あるかないかのものについても、事務局では当然、その資料請求の用紙を作って執行部のほうにお渡しして、それで執行部のほうは、ないとなれば、また正式文書を作って、議会側に返ってくるという手続を踏むという事務手続の無駄というのか、そういったことが起きてしまいますので、資料請求に際しては、できれば執行部と確認を取った上で、どういったものか、あるかないか、どういったふうに出せばいいのかという確認を取ってから出していただけたほうが、事務効率的にいいのかということで、お願いする形を取りたいと思っています。

以上です。

○石井委員長 ただいまの議長の説明について、何か質問、意見等ございますか、皆様から。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石井委員長 となると、執行部へ事前に確認をして、資料請求する場合は、自分が知りたいことを、それについての資料があるかないかも含めて、まず自分が執行部に確認をした上で、これは電話でも窓口行ってもいいということですよ。確認をした上で、資料がありますよということであれば、正式に資料請求の書類を書いて、議長に提出と。議長のほうから執行部に提出していただくという、このルールをここで確認したいと思うのですが、よろしいですか、皆様。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 そのときに、執行部に事前に電話なり確認したときに、そういう資料ございませんとなったら、どうしたらいいのですか。

どうぞ、議長。

○伊藤議長 ないものはないで、やむを得ないと思います。作ってくれというわけにいかないと思いますので、そういうことになると思います。

○石井委員長 では、自分が事前に窓口で確認、連絡を取ったときに、そういう私たちが知りたいと思っている資料がございませんということであれば、それ以上、請求することはしないで、そこは諦めてくださいということですね。

そのようなルールにしたいのですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 これは、資料請求について、きちんと議運でルールとして決めましたということにしたいと思います。

では、(3)番に行きます。携帯電話の議場への持込みについて、これも議長のほうから提案がございましたので、議長から説明をお願いいたします。

議長。

○伊藤議長 携帯電話の議場への持込みについてなのですけれども、これほとんどの議員の皆様、ルール化はされているのですけれども、実際は、きっと、かばんに入っているんじゃないかなというふうな想像が、私にはされるのですけれども。

昔、決めたときには、携帯電話、ただの電話だったのですけれども、今の皆さんが持つスマホというのは、電話機能だけではない、お財布機能とか、いろいろなものが入っているものを常に身近に置いておかなきゃいけないものだというふうに私は思うのですね。

また、災害時に、議場から、すぐ避難するといった場合にも、当然、携帯電話がなくなってしまうと、皆さんもお分かりでしょうけれども、ほかの人の電話番号すら分からないような状況になってしまうことが想像されますので、常に持って歩かなきゃいけないものなのじゃないかなというふうに私は考えた上で、こういうふうな提案をさせていただいたのですけれども、議場に持ち込む際には、音が出ない、バイブもかからない状態で持ち込んでいただきたいというふうに考えています。

以上です。

○石井委員長 ただいまの議長の提案につきまして、御意見等ございますか。

平田委員。

○平田委員 携帯が不携帯にならないように、ちゃんと携帯しておくというのは、今の現代人の常識かなという気はします。

ただし、議場には今、タブレットとパソコンは開いて見ていい状態にしていますけれども、携帯については、バイブもかからないように、音声も出ないようにということで、持ち込んでもいいけれども、見ないようにという設定ということですかね。見てもいいのですかね。

○石井委員長 議長。

○伊藤議長　そこは、この委員会でもんでいただいて、タブレットを見ながら電卓機能のあるスマホを使うという想定も、あり得るのかなというように私は気がするので、その部分には、使う使わないについては、議運で、皆さんで協議いただきたいなというふうに考えています。

○石井委員長　では、ここでということですが、ほかに。

岩田委員。

○岩田委員　最初の議長の意見だと、持ち込むだけと思ったので、今の平田委員の発言に対して、いやいや、計算機機能というのはあった、あれだと思ったのですけれども、やっぱり持ち込むのは、よしとしても、何か非常用に、見るとか音を出すとか、カメラを撮るとかも絶対駄目ですよ。

今、傍聴規則も変えて、傍聴人もタブレットも携帯も持ち込みオーケーなのです。もちろん音を出しちゃいけないのですけれども。そういう意味では、議場に携帯を持ち込むことはいいと思いますけれども、それを見るとか使うということは、絶対禁止にするべきだと思います。

以上です。

○石井委員長　今、携帯電話の持ち込みはいいんじゃないかという御意見でした。

ただ、それを見るとか使うとかということは、やめたほうがいいんじゃないかという御意見が今出ています。この点について、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員　議場で議員が携帯を見ると、傍聴人は怒りますよね。傍聴席には持って入ってもいいのですけれども、そこでSNSとかメールとかというのは、一応駄目ということになっていますから、音を出してもいけませんし、持ち込むことはオーケー。

ただ、議員がスマホを見ていたら、傍聴者も同じように見ちゃう可能性がありますよね。そういうことも含めて、携帯を見る、出すというのは、絶対やめたほうがいいと思います。

以上です。

○石井委員長　皆さんの御意見はいかがですか。どうでしょう。

徳本委員。

○徳本委員　電源切って、持ち込みだけオーケーでいいと思います。

○石井委員長　ほかにいかがですか。

長谷川副委員長、いかがですか。

○長谷川副委員長　実際には、1回、これ協議したことがあって、スマホの持ち込みに関しては、時期早尚という結論が出ていたのです。

私は思うのですけれども、スマホを開いて見ていると、確かに情報検索しているにもかかわらず、ほかのことをやっているんじゃないかということもあり得るので、やっぱりそ

れに関しては、持込みはオーケーですよ。電源切って置いておく分には、いいという考え方のほうが無難かなと私も思います。

○石井委員長 柴田委員、いかがです。

○柴田委員 確かに計算で見ながらというのものもあるなとは思っているけれども、複数、開けるから、こっちで計算して、こっちで検索とかいうこともできるので、確かに、何だスマホ見ているじゃないかみたいなふうに思われるの嫌だなというのはあるので、電源、音を鳴らないにして、持込みはありかなと思うのです。そのくらいで、どうかなと思います。

○石井委員長 広沢委員、いかがですか。

○広沢委員 持込みだけであれば、無難だなと思います。

傍聴の話が出たので、傍聴の規則をいま一度確認したいなと思って今、探していたところなのですが。傍聴の方が、取り出して何かいじってはいけないと書いてあるのであれば、議員は当然、使うのは、やめておいたほうがいいかなと思います。

ただ、持ち込むことによって、何かという、思われるんじゃないかというような想定は、私はあまり気にすることはないかなと思います。

つまり、傍聴が持ち込んで使ってもいいということであれば、議員も議場で、議会の開催中で、誰か発言したりしているときに見ていると、やっぱり印象は悪いですけども、ルールで駄目だということまで縛ることは、必要はないのかなとか思ったりします。

○石井委員長 傍聴規則の話が今出ました。ちょっと時間を置いて、傍聴規則も見てみたいと思いますので、これで協議会にいたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時38分

○石井委員長 では、再開します。

では、今、協議中でいろいろな御意見が出ました。まとめてお話をしてくださる方。長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 議場へのスマホを含め、携帯電話の持込みについては可とすると。

ただし、会議に関係ないことを検索したり、写真撮影することは禁止とすると。一部、持込みはいいけれども、ほかの要は電源を入れて使える状態にするのは駄目だという意見もあったということ踏まえて、この委員会の中では許可しましたよということを報告していただきたいと。

○石井委員長 では、本日の議運としては、議長の提案があったとおり、携帯電話の議場の持込みについては、音が出ないようにする、あるいはバイブもしないようにするという条件にして、持込みすることはいいでしょうと。

ただし、タブレットの使用基準等にあるとおり、本会議の目的外で使用してはならない

ということを議員の皆さんに良識として判断していただきたいということでございます。
これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 では、このように決定し、全員協議会で報告したいと思います。

それでは、皆さんのタブレットを最初の話合いの状況に戻すのに、ちょっと大変なのですけれども。(3) 携帯電話の議場の持込みについては、今、結論が出ました。

それでは、(4) その他について、皆さんから何かございますか。

平田委員。

○平田委員 これは、皆様に御相談という形で、今日、結論が出なくてもいいのですけれども、総務教育常任委員会のほうで、今回陳情が出ております。陳情された方は市内の方でしたので、陳情を受ける形になりました。

ところが、当日、陳情の日に、最初の要望としては、市内の方と市外の方が説明しに来たいということを事務局に連絡が来たそうなのですけれども、日にちによっては、お仕事の都合で来られないこともあると。それで、結果的にどうなったかといいますと、市内の方が来られない形になったのです。

そのときに、市外の方を呼ぶかどうかというのが、うちの常任委員会で議論になりまして、実際、あさって、常任委員会には、どなたも説明員を呼ばない、市外の方にもおいでいただかないということで、白井市内でどういう活動をしているかということ資料だけ提出をお願いして、それ既に出ていますけれども、ということにしたのですけれども、今までそういうケースがなかったもので、どう判断していいか、とても皆さんが議論になってしまいました。

ケースバイケースだと思いますので、それぞれの委員会の判断でということにはなるのですけれども、その辺のところ、何か決めておいたほうがいいのか、決めなくてもいいのかというところを皆さんに御相談したいと思って提案いたします。

○石井委員長 このことについて、御意見のある方は。

岩田委員。

○岩田委員 それは、委員会で決めればいいことなのじゃないですか。議運で決めることでもないし。意見というか、白井市議会の場合は、陳情があった場合も、市内からの陳情であれば、請願扱いで審査していますよね。今回も、その陳情は、委員会で審査をするわけですよね。そのとき説明員を呼ぶかどうかというのは、それは委員会で判断すればいいわけでありまして。

請願の場合は、紹介議員は必ずいなきゃいけないわけです。ところが請願者、請願人を呼ぶかどうかというのも、それは委員会で決めることなのです。なので、陳情についても請願についても、まずは委員会で取り扱うかどうかは議運で決めますけれども、その中で、参考人を呼ぶか、あるいは執行部を呼ぶかというのは、委員会で決めればいいことなので、

それを細かくルール化する必要ないと思います。委員会で決めればいいと私は思います。
以上です。

○石井委員長 ほかに御意見ございますか。

○石井委員長 長谷川副委員長。

○長谷川副委員長 私も参考人を会議に来ていただくかどうかは、委員会の判断でいいと思います。

○石井委員長 ほかに御意見はございませんか。

平田委員。

○平田委員 皆さんで協議している経過の中で、市内の方が陳情を出している。それだけで、本人が来なくても、私たちは、それを審査できるということがまず一つあります。

だけど、委員会の中で、市内の人が来ないのに何で市外の人に来るのだと、それを認めると変な前例になるという意見があったので、私たちも、そこは今回は両方おいでいただかないという結論にしましたけれども、今後そういうことがあり得るのかなということ。よろしくをお願いします。

○石井委員長 それでは、個別の案件になってくるので、ここで1回、協議会にします。

休憩 午後4時44分

再開 午後4時48分

○石井委員長 では、再開します。

ただいま平田委員のほうから、陳情について、紹介者が市民の場合は市民を呼ぶのだけれども、紹介者の市民が来られないとなった場合に、参考人である、名前を並列して書いている市外の方を呼ぶかどうかということについては、委員会で決めていいのだよというお話を今していただいたのですけれども、その話を今ここで皆さんの御意見を聞きたいと思います。

先ほど岩田委員から、陳情を委員会付託にするかどうかというのは議運で決めるのだけれども、付託を受けた委員会で参考人を呼ぶか呼ばないか、どなたを呼ぶかということは、委員会で決めるのであって、ここで決めることではないのだけれどもという話を前提に、じゃ、どうしますかということで御意見を伺いたいと思います。どうですか。

徳本委員。

○徳本委員 先ほどの協議会で意見もありましたとおり、基本的には、本当に委員会が、その都度、必要に応じて呼ぶか呼ばないか決めるということで全然問題ないと思います。

今回に関しても、資料が十分出ているから、市外の参考人は来なくても審議できるという結論になりました。

ただ、この場で平田委員長が言ってくださったのは、今回の陳情と同じ内容のものが、

県内でも複数の自治体で出されていて、そこで何回も、市民が出したから審議したのだけれども、その市民本人は来ずに、同一の参考人、市外の参考人がいろいろな市で説明しているという例があったので、こちらとしては、市民の声を直接聞くために呼んで、市内外の人を呼んで審議するという、いい制度なのだけれども、それは、市民の名前さえ出せば、市民が来なくても、市外の説明人を呼んで陳情審査をさせることができるという、そういう使い方もできるという制度なので、慎重に見極めないといけないなという事例になったという。抜け穴として使うこともでき得るなということに気づいて、ちょっと悩んだということがあります。

それとは関係なく、資料が十分だから呼ばないことにはなりましたけれども、そういうこともあって今回、話題に上げたということです。委員の間に、ちょっと悩んだ経緯がありました。

なので、基本的には、その都度、決めるということでもいいということであれば、それで全然問題ないです。

○石井委員長 ほかに。よろしいですか。このことについては。今の結論でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長 それでは、一番最初に言いましたとおり、陳情についての参考人を呼ぶか呼ばないか、誰を呼ぶか呼ばないかも含めて、その委員会に付託をしてあるので、委員会で決めていただいて結構ですという内容です。それに決まりました。

次に、その他について何かございますか。

○伊藤議長 委員じゃなくて、議長でもいいですか。

○石井委員長 議長から。議長、お願いします。

○伊藤議長 議案第7号ですかね、組織の改編。これについて、議案が可決した場合には、最終日に、その所掌をどの常任委員会にするかということを経済日に発議して、決定しなければなりませんので、そのことを踏まえて皆様で協議いただいて、おおむね決めておいていただいたほうが、最終日に混乱しなくて済むかなということでございます。

それで、資料のほうに、タブレットのほうの議運の4-1、4-2、4-3ということで資料を載せていただいておりますけれども、これは、こういうふうに変えたら、なったら、こういうふうになるよと、これが決定の案ではありませんので、議運のほうで御協議いただいて決めておいていただいたほうが、議案7号が可決された場合の流れとしていいかなということで、お話しさせていただいております。協議のほどをよろしく願います。

○石井委員長 分かりました。ありがとうございます。

皆さん、タブレットの中の資料としてあると思います。今年度の執行部の組織編成がありまして、それ、これから委員会で審議をするので、今ここでは、私たちは何もできませ

ん。委員会の審議が終わって、これが通ることになった段階で、すぐに議運は開きたいと思います。それで、どうするかという話を最終日までに決めなくちゃいけないということですよ。

岩田委員。

○岩田委員 分かりました。私はこれが、今定例会が終わった後に、改めて委員会条例改正をやるのかと思ったので。今の議長だと、準備をしておいて、最終日にやっちゃえばいいじゃないかということであれば、そうだなと今思いましたので。そうなった場合に、可決された場合の前提として、ここで案を固めておけば、すんなり最終日に行くのかなと思って。

もう少し、今あらかじめ示された、この改正を見て、あとは、この仮称の企画経済をどうするかだけで、所掌、所管もこのままでいいと思うので、あとは企画経済の企画産業、企画建設なのか分からないけれども、それだけ決めればいいのかと思っています。決めておけば、最終日に議運を開いて、誰かが発議者、議運の誰かなのか、委員長なのか、議運として出してもいいし。決めればいいのかと思います。よろしくお願いします。

○石井委員長 ありがとうございます。

先ほど執行部の説明の中で、追加議案がこれからまだありますという話がありました。多分、予算審査特別委員会が終わったぐらいのタイミングなのかなと思います。追加議案についての議運が、必ずもう一回ありますので、そのときに、この委員会の見直しについて、皆さんと協議をしたいと思います。今日は議長から、こういう提案がありましたというだけで、皆さん持ち帰っていただいて、また会派等々、委員会がありますので、そこで話合いができれば、話し合っていたきたいと思いますが、よろしいでしょうか、そういうことで。

〔「はい」と言う者あり〕

○長谷川副委員長 一つ確認したいこと。

○石井委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川副委員長 今、この案でやったときに、各委員会のボリュームがどのくらいになるかって分かりますかね。大体でいいのですけれども。平準化されるものなのか、あるいは、財政と課税と収税が総務教育に移るので、総務が結構、重たいのかなという気もしないでもないです。

○伊藤議長 やってみないと分からないんじゃない。

○長谷川副委員長 新しいところは、まだ分からないよね。

○石井委員長 徳本委員。

○徳本委員 そもそも、この改正についての財政課と課税課と収税課が総務教育に移るとかという案は、どこから出てきた案なのでしょうか。

○石井委員長 局長。

○松岡議会事務局長　こちら、そのまま企画財政部から政策推進部の変更をした場合ということだけで当てはめたもので、案というよりも、こういうふうの結果的にはなりませんということをお示ししただけのものと捉えています。

○石井委員長　岩田委員。

○岩田委員　今、事務局長からありましたように、その次のあれにあるけれども、この部が、総務部とか、それから新しい政策推進部ってできますよね。それに当てはめて、常任委員会が所掌が変わるのかなと思うので。当然そうしないと、委員会するときにも、ばらばらになっちゃいますから、部ごとでいいんじゃないですかね。

○石井委員長　そうですね。

今ここで決めるものではありませんので、今日持ち帰っていただいて、その仕事量についても考えておいていただければなと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長　では、今日は議長から、こういう提案がありましたので、持ち帰りということにいたします。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長　では、事務局から。

○松岡議会事務局長　それでは、議運の視察の関係でございますけれども、調整の結果、令和8年5月の7日の木曜日に、長野県塩尻市議会で議会基本条例関係をテーマに、翌日5月8日金曜日、長野県諏訪市議会で議会改革アドバイザーをテーマに決定をいたしましたので、皆様のスケジュールの確保をよろしくお願いいたします。

また、先方より質問事項の事前提出を求められておりますので、後日、事務局より質問事項照会のメールを送付いたします。御多忙のところ恐縮ですけれども、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○石井委員長　ほかにございますか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井委員長　では、ないようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。

よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なる御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。ご苦勞さまでした。

閉会　午後4時59分